

離島におけるがん患者支援対策推進を求める意見書

沖縄県は、28の有人の離島をかかえる島嶼県であります。離島におけるがん患者は、治療の不安や苦痛に加え、離島であるが故の経済的負担や精神的な負担を強いられています。

離島におけるがん患者が、安心して本人の望む医療が受けられるよう、また住む場所によって命の重さに格差が生じないように、沖縄県全体で取り組む必要があります。

よって、本市議会は沖縄県に対し、下記事項の早期実現について強く要請いたします。

記

1. がん条例の中に離島支援対策の文言を明記すること。
2. 離島の患者への経済支援策を講じること。
 - (1) 航空運賃の割り引き
 - (2) 放射線機械の段階をおった設置ができるまでの間の措置としての支援対策
3. 離島の患者の負担軽減策を講じること。
 - (1) 拠点病院・準拠点病院の付近に安価な滞在施設（ファミリーハウス）の設置
 - (2) 島にいながらにして受けられるセカンドオピニオンのシステムの構築
 - (3) 病院間の連携強化による患者負担の軽減策等
4. 患者情報・相談支援センターを設置すること。
※患者図書室を備え専門支援員が常駐する
5. がん診療準拠点病院の機能の強化、充実を図ること。
 - (1) 緩和ケア病棟あるいは、緩和ケアチームの設置と充実
 - (2) 専門スタッフ（がん関連の専門、認定看護師、精神腫瘍医、心理療法士、ソーシャルワーカー）の配置と育成
 - (3) がん治療や検査に必要な高度医療機器類の充実と専門家の配置※放射線治療の機械・医師・骨シンチの機械等・血液がんの専門医の配備等

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月3日

石垣市議会

あて先 沖縄県知事